

## 「江戸幕府日記」内における幕府の役人日記

山本 英貴・関 千賀子

### はじめに

小稿は、国立公文書館所蔵「江戸幕府日記」の中から江戸幕府の役人個人の日記を抽出するとともに、「同日記」の表紙と内題とに着目してその分類を試みるものである。

幕府の役職に関わる研究は、次の二つの手法によって分析を深めていった。一つは、ある役職の就任者を一覧にして、在職期間、前任職および昇任・転任先などを検討し、その役職の傾向を把握しようとする手法である<sup>1</sup>。もう一つは、ある役職に関する法令や就任者の日記などを分析し、特定の時期における役職の組織や職務について明らかにしようとする手法である<sup>2</sup>。

右の分析手法に対し、一九八〇年代半ばからは、ある役職が当該期のどのような政治や社会の背景のもと生み出されていったのか、その形成の過程を明らかにし、役職を幕府政治の中に位置づけようとする手法が主流に

なった<sup>3</sup>。一方で、二〇〇年代からは、ある役職が職務の遂行のためにどのような勤務の体制を構築していたのか、その構造の分析から役職を当該期の幕府政治上に位置づけようとする試みもみられた<sup>4</sup>。近年では、アーカイブズ学や古文書学によるアプローチによって、役職の研究を進展させられることが実証されている<sup>5</sup>。

このように、幕府の役職に関わる研究を深めていくための手法はさまざま提示されているが、実態として研究が進展しているとは言いがたい。その理由の一つとして、役職について研究するための史料を発掘できていない点があげられる。そこで、小稿において着目したいのが、国立公文書館に所蔵される「江戸幕府日記」である。

現在、老中を始めとする幕府の役人の任免や、江戸城内で日々執り行われる儀式の様子などを記した日記が各地の所蔵機関で保存・管理されている。国立公文書館が所蔵するおおよそ五〇〇冊の「江戸幕府日記」についても、上記の日記の一つとして理解されがちである。しかし、同館は「江戸幕府日記」の名称に関して、そのような日記を所蔵しているという意味ではなく、所蔵している幕府の諸役所で作成された公務に関する日記類を便宜的に示すための総称という意味で使用している<sup>6</sup>。すなわち、「江戸幕府日記」という表題を付けられたことによつて、役人の任免や儀式の様子などを記した日記として一括りに理解されがちであるが、その中には幕府の役人個人が記した日記も含まれている。

以上のことから、小稿では、「江戸幕府日記」という表題の付いたおおよそ五〇〇冊の日記の中から幕府の役人個人の日記を抽出し、幕府の役職について研究するための素材を提供していきたい。

なお、小稿における史料の分析と叙述は、すべて山本英貴によるものである。小稿に対する責任は、すべて山本にある。一方で、関千賀子氏には山本の指示のもと、「江戸幕府日記」の表紙や内題に記される情報を整理し

でもらった。小稿の執筆は、関氏の整理した情報によるところが多いため、関氏に執筆者の連名に加わって  
らったことを断っておきたい。

## 第一章 大沢秉哲日記―西丸目付・目付―

国立公文書館のホームページには、同館所蔵の史料を検索するためのシステム「国立公文書館デジタルアーカイブ」がある。上記のシステムにおいて、「江戸幕府日記」のキーワードで検索すると、五八〇点のデータが表示される。五八〇点のうち、おおよそ八〇点は複数の「江戸幕府日記」を請求番号でまとめて表示していることに関する説明のデータなどであり、実際に中身を確認できる「同日記」のデータはおおよそ五〇〇点(冊)である。「江戸幕府日記」を閲覧していくと、表紙に「御留守居勤中」とあつて個人のものであることが明白な日記などを確認できる。詳細は第二章において説明するが、表紙に「御留守居勤中」とある日記を分析すると、大沢秉哲の日記であることが判明した。

そこで、「国立公文書館デジタルアーカイブ」において「大沢秉哲」のキーワードで検索すると、①「各種日誌・日記 大沢秉哲日記」、②「御側勤中日記」、③「御目付衆大沢仁十郎秉哲手留」、の三点が表示された。①は、嘉永五年(一八五二)九月二〇日から同六年七月二一日までの一冊<sup>7</sup>、安政元年(一八五四)五月八日から同三年二月晦日までの一冊<sup>8</sup>、安政四年正月元日から同五年十一月二九日までの一冊<sup>9</sup>、安政五年一月晦日から同六年九月九日までの一冊<sup>10</sup>、安政六年九月一〇日から万延元年(一八六〇)七月二九日までの一冊<sup>11</sup>、文

表1 大沢秉哲経歴

役職	在職期間	通称	諱	出典
西丸書院番	～天保 8. 3. 27	仁十郎	定宅	〔年〕
徒頭	天保 8. 3. 27～弘化 2.12. 朔	〃	〃	〔年〕
西丸目付	弘化 2.12. 朔～弘化 4. 8. 10	〃	〃	〔年〕
目付	弘化 4. 8. 10～嘉永 5. 5. 15	〃	〃	〔年〕
長崎奉行	嘉永 5. 5. 15～嘉永 7. 5. 9	豊後守	秉哲	〔年〕
小普請奉行	嘉永 7. 5. 9～安政 4. 2. 24	〃	〃	〔年〕
作事奉行	安政 4. 2. 24～安政 5.11. 晦	〃	〃	〔年〕
勘定奉行	安政 5.11. 晦～安政 6. 9. 10	〃	〃	〔年〕
一橋家家老	安政 6. 9. 10～万延元. 9. 7	〃	〃	〔年〕〔手〕
大目付	万延元. 9. 7～文久 2. 7. 6	〃	〃	〔手〕
一橋家家老	文久 2. 7. 6～文久 3. 7. 10	〃	〃	〔手〕
留守居	文久 3. 7. 10～元治元. 8. 7	沓岐守	〃	〔手〕〔側〕
側衆	元治元. 8. 7～慶応 2.11. 12	筑前守	〃	〔側〕〔江〕

表の作成にあたって利用した史料の出典に関しては下記の通りである。

〔年〕：国立国会図書館所蔵「年録」（請求番号は 833-1）。

〔手〕：国立公文書館所蔵「手留」（請求番号は 181-0027）。

〔側〕：国立公文書館所蔵「御側勤中日記」1（請求番号は 165-0082）。

〔江〕：国立公文書館所蔵「江戸幕府日記」（請求番号は 165-0024）。

諱に関しては、東京大学史料編纂所編『柳宮補任』を参照した。

久元年（一八六一）七月朔日から同二年七月五日までの一冊<sup>12</sup>、の合計六冊からなる。②は、元治元年（一八六四）八月七日から慶応元年（一八六五）五月二二日までの一冊、慶応元年五月二三日から一〇月晦日までの一冊、慶応元年十一月朔日から同二年五月一四日までの一冊、慶応二年五月一四日から九月二九日までの一冊、の合計四冊からなる<sup>13</sup>。③は、弘化四年（一八四七）八月一〇日から一二月晦日までの一冊、弘化五年正月元日から嘉永元年一二月二九日までの一冊、の合計二冊からなる<sup>14</sup>。二冊とも表題では「手留」となっているが、①・②と同じく日記の形式で記載されている。①から③は、いずれもデジタル画像でホームページ上において閲覧できる。

表1は、大沢秉哲の経歴について整理したものである。表1の在職期間と右の①～③とを対

応させると、①は、大沢の長崎奉行・小普請奉行・作事奉行・勘定奉行・一橋家家老・大目付の各職に在職中の日記になる。②は大沢の側衆在職中の日記であり、③は大沢の目付在職中の日記である。

ところで、国立公文書館には、一六五・〇〇八四の請求番号で一括りにされた「江戸幕府日記」が七冊ある。同館の検索システムによると、各冊の収録期間は、Aが弘化二年一月から同三年一月まで、Bが弘化四年一月から同年八月まで、Cが嘉永二年一月から同三年一月まで、Dが嘉永四年一月から同五年五月まで、Eが万延元年九月から文久元年六月まで、Fが文久三年七月から元治元年五月まで、Gが年代不明、になる。AからGは、いずれも日記の冒頭に主要な記事の目次が記載され、「江戸幕府日記」のキーワードで表示される他の日記類と記載の仕方が異なっている。AからGは、「大沢秉哲」のキーワードで検索しても表示されないが、いずれも大沢秉哲の日記と判断できる。以下、AからGのうち、大沢が通称を仁十郎、諱を定宅とした時期に該当するAからDに関して（表1を参照されたい）、大沢の日記とした理由について説明していこう。

Aについて、弘化二年二月朔日条に「於 御座之間ニ、西丸御目付三宅市右衛門跡を被 仰付<sup>15</sup>」との一節がある。「年録」<sup>16</sup>同日条によれば、三宅市右衛門康済の後任として西丸目付に就任したのは大沢定宅（秉哲）であった。また、Aの二月二日条に「見習儀ニ付本番十郎兵衛殿同道」との一節がある。そして、九日条から「仁十郎・内蔵頭」のように、当番の通称を記載するようになった。当番に関しては、一〇日条「十郎兵衛・真之丞」、一一日条「中務少輔・甲子二郎」と続き、一二日条で「内蔵頭・仁十郎」に戻ってくる。以上の通称に関して、十郎兵衛は松平毅實、仁十郎は大沢定宅、内蔵頭は林元賓、真之丞は永井直、中務少輔は戸川安鎮、甲子二郎は水野忠篤のことを指し、上記の六名が弘化二年二月に就任していたのは西丸目付であった。さらに、

西丸目付への就任や見習の件など大沢を主体に記載されていることから、Aは大沢の西丸目付在職中の日記であると判断できる。

Bについて、表紙に「弘化四丁未年徒正月」とあり、正月朔日から八月九日までの記事を収録する。Bの各日条には、Aと同じく当番の通称が記載されている。一例として、八月六日条「十郎兵衛・仁十郎」、七日条「上野介・真之丞」、八日条「内蔵頭・甚兵衛」と続き、九日条で「仁十郎・十郎兵衛」に戻ってくる。以上の通称に関して、十郎兵衛は松平穀實、仁十郎は大沢兼哲、上野介は松平乗利、真之丞は永井直、内蔵頭は林元賓、甚兵衛は長谷川清福のことを指し、上記の六名が弘化四年八月に就任していたのは西丸目付であった。さらに、Bの八月九日条に「七ツ時過辰右衛門、右京殿分明日五半時 御本丸へ登 城候様御連名御切紙御留守へ至来持参」とある。すなわち、西丸若年寄の酒井右京亮忠毗がBの筆者宅に、八月一日の「五半時」（午前九時）に江戸城本丸へ登城するよう記した西丸若年寄連名の切紙を送り、辰右衛門がその切紙をBの筆者のもとへ持参したことがわかる。また、大沢兼哲の目付在職中の日記<sup>17</sup>（前掲③を参照されたい）から、大沢が目付に就任した弘化四年八月一日条をみると、「七ツ時過、西丸御連名御切紙至来之由、辰右衛門下部屋迄持参、今日五半時御本丸登 城可仕段二付」との一節がある。この一節から、八月九日・一日の両条は同様の内容であることが判明する。さらに、辰右衛門に関して、兩日記ともに敬称を付けておらず、西丸若年寄連名の切紙を大沢のもとに届けていることから、大沢の家来と考えられる。そして、大沢の用人に一木辰右衛門という者が存在したことが確認されている<sup>18</sup>。以上のことから、Bについても大沢の西丸目付在職中の日記と判断できる。

Cについて、最初に嘉永二年正月から一二月まで、各月における老中・若年寄・西丸若年寄・西丸目付の月

番、および目付の評定番と目付三名の通称とが記載されている。続いて、日記の日付をみると、日々「本中・加甚」（九月朔日条）のような記載がある。上記において、「本」は目付の本番、「加」は目付の加番のことを指し、「中」や「甚」は目付の通称を指す。すなわち、嘉永二年九月一日における目付の本番は戸川中務少輔安鎮、加番は長谷川甚兵衛清福となる。また、Cの中ほどには嘉永三年正月から一二月まで、各月における老中・若年寄・西丸若年寄・西丸目付の月番、および目付の評定番と目付三名の通称とが記載されている。その後、嘉永三年における主要な記事の目次があり、「御修復奉行被仰付、十月四日」という項目がある。そして、嘉永三年一〇月三日条に「自分儀明四日四ツ時登 城可仕旨」とあり、翌四日条に「日光 御宮御修復之奉行被仰付候段、伊賀守殿被仰渡候」との一節がある。「柳営日次記」<sup>19</sup> 嘉永三年一〇月四日条をみると、目付大沢定宅は同役戸田能登守氏著の代わりに日光御宮の修復御用を仰せ付けられている。以上のことを勘案すれば、Cは大沢の目付在職中の日記と判断できる。

Dについては、最初に嘉永四年正月から九月まで、各月における老中・若年寄・西丸若年寄・西丸目付の月番、および目付の評定番と目付三名の通称とが記載されている。続いて、嘉永四年・同五年における主要な記事の目次がある。日記の日付のところには、当日の目付の加番と本番の通称が記載され、Cと同じく目付の日記と判断できる。また、嘉永四年の目次に「拝領物 五月十六日」とある。同年五月一六日条によると、「自分」は、日光御宮の修復御用により金五枚を与えられ、修復御用に尽力したとの理由で別に金二枚を与えられている。「柳営日次記」同日条をみると、「自分」に該当するのは大沢定宅しかない。そこからDも、Cと同じく大沢の目付在職中の日記と判断できる。

## 第二章 大沢秉哲日記―大目付・留守居・一橋家家老―

第一章に引き続き、一六五―一〇八四の請求番号で一括りにされた「江戸幕府日記」EからGに関して、大沢秉哲の日記とした理由について説明していこう。

Eについて、万延元年（一八六〇）九月七日条によると、日記の筆者は大目付に任じられ、老中本多美濃守忠民から「勤候内、只今迄公儀分被下候千俵其俣被下之」と申し渡されている。「手留」<sup>20</sup> 同日条によると、この日、大目付に任じられたのは大沢豊後守秉哲のみであり、大沢に上記と同様の趣旨が申し渡されていることを確認できる。また、『柳営補任』<sup>21</sup>の大目付の項目をみると、安政五年（一八五八）一〇月一六日、伊澤美作守政義は宗門改を掛として兼任することになった。万延元年二月二五日には、平賀駿河守勝足が道中奉行、大沢が日記掛、山口丹後守直信が分限帳改、駒井山城守朝温が鉄砲改、を掛として兼任することになった旨が記されている。大目付による掛の兼任については、Eの万延元年二月二五日条に、「作州（割書）「宗門人別」、駿州道中人別、自分御日記、丹州服忌分限、城州鉄砲指物、右懸り々被仰付候」との一節がある。大目付への就任日および掛の兼任日から、Eは大沢の大目付在職中の日記と判断できる。

Fについて、表紙に「御留守居勤中」とあり、目次に「当御役 七月十日」とある。日記のつけ始めとなる文久三年（一八六三）七月一〇日条をみると、「本庄宮内少輔始向々御役替有之、跡御役酒井安房守被仰付候」との一節がある。この一節を「手留」<sup>22</sup> 同日条と対応させると、大番頭の本庄宮内少輔道美が松平丹後守信進の後

任として二条定番に任じられたのを始め、諸方面で役替があった、自分（大沢秉哲）は酒井肥前守忠礼の後任として留守居に任じられた、と解釈できる。さらに、文久三年七月一日条に「明駿州 当泊播州」とあり、以下、一日条「明播州 当泊石州」、二日条「明石州、当泊駿州」とある。一三日条には「明駿州 当泊播州」や「明日初当番二付」、一四日条には「明播州 当泊豊」などと記されている。以上の通称に関して、駿州は平賀駿河守勝足、播州は戸川播磨守安清、石州は久永石見守章誉、豊は大沢豊後守秉哲に該当し、上記の四名が文久三年七月に就任していたのは留守居であった。留守居への就任日および「明日初当番」の記載から、Fは大沢の留守居在職中の日記と判断できる。

Gについて、表紙に年代がなく、国立公文書館の検索システムでは年代不明となっている。Gは、八月朔日から九月六日までの記事を収録する。そして、目次に「水戸前中納言殿逝去二付 御忌御届 八月廿七日」とあり、八月二七日条に「水戸前中納言殿逝去二付普請者今日一日、鳴物者七日停止候」とある。この箇条に関して、『江戸町触集成』収録の万延元年八月二七日の町触で確認でき<sup>23</sup>、水戸前中納言は水戸藩徳川家の九代当主斉昭と特定できる。

さらに、Gの目次に「刑部卿殿御慎御免 九月四日」とあり、九月四日条に目次に関わる記事がある。長文ではあるが、Gの筆者とその年代を特定するために、該当の記事について全文を掲示のうえ検討してみよう。

（前略）

一 自分退出後、中村又兵衛（奥右筆）方両人へ御達事有之間両人出候様申聞候得者、退出後二付呼上之儀相断、其段自分へ自書にて申来り候二付、同役登 城中二候ハ、西丸へ出、御用済候ハ、御屋形へ直出候様成度、

八小半廻り位承知、夫⑤供申付八半時前過出宅之処、竹橋外⑥にて同役退出二行合御屋形へ廻り候処、河野田原家系通稱州 御門前⑦にて落合申候、右御城之方自分御退出二間二兼可申二而、詰合河野豊州名代、御膳廊下へ御老中御列座、御用番美濃守殿同役へ被仰渡⑧迄通御渡し、猶別紙一通渡し有之、御用懸河内守殿へ（美濃番、井上氏也）為御見七申候、能州 持參有之、④（一橋家老、田氏著）

德川刑部卿殿（二橋處也）

先達而御隠居・御慎被 仰出候処、出格之 思召を以御慎御免被 仰出候、

一橋附家老衆江

刑部卿殿御事、御慎御免被 仰出候得共、御親族方其外他々御面会又者御文書御往復等之儀、都而御遠慮被 至し候様ニ与之 御内沙汰二候、尤無御餘儀事者兼而被仰付候様可被成候、此段可被申上候、

⑤ 一右之品二付、出仕之上御直申上候儀二付、御逢之儀源兵衛を以申上候処、直二御程合二付三人共罷出、（二橋家系通稱）  
⑥ 今日私加登 城仕、退散後御用之儀二付兩人共出候様之処、私帰宅仕候間、呼上同役分申越候へ共間二合  
兼、名代豊前守罷出候処、御膳建御廊下へ御老中列座仕、美濃守分申渡之上、書付相渡申上候様ニと相渡  
候間と申、差上候処、御覧之上難有思召候、右者御臆中之儀二付御礼ハ御忌明之上可為候、右申上候段美

濃守へ罷越申達候事と申上引、

(後略)

この他、『新稿一橋徳川家記』<sup>24</sup> 万延元年九月四日条には次の記事がある。

四日 家老大澤秉哲・戸田氏著登城し、西丸御膳建廊下に於て、老中列座、月番老中本多忠民より、慶喜の

慎を免ずる旨申渡さる。但、親族その他との面会、文書往復は遠慮を命ぜざる。両家老右筆中村又兵

衛より覚書を受取り、田安家老河野通訓同道帰邸し、この旨慶喜に伝達す。

Gおよび『新稿一橋徳川家記』の万延元年九月四日条をみると、傍線部①・⑩から、奥右筆の中村又兵衛から用事があるので来るように連絡を受けたGの筆者は、一橋家家老の大沢豊後守秉哲あるいは戸田能登守氏著であった。しかし⑥のように、Gの筆者は江戸城から自宅に帰宅していたため、田安家家老の河野豊前守通訓に名代として用事を務めてもらうことにした。すなわち、③・⑦・⑨のごとく、Gの筆者の名代河野および同役（大沢または戸田）は、江戸城西丸の御膳建廊下において老中列座のもと、月番老中の本多美濃守忠民から申し渡しをうけ、それに関する文書二通を受け取っている。

二通の文書に関して、一通は徳川（一橋）刑部卿慶喜に宛てたものであり、隠居・謹慎を申し渡されていた一橋慶喜について、一四代將軍徳川家茂の「思召」によって謹慎が解かれた旨を記している。もう一通は一橋家家老に宛てたものであり、慶喜の謹慎を解いたが、他者との面会および文書の往復について認めない旨を記している。慶喜宛の文書については、『続徳川実紀』<sup>25</sup> 万延元年九月五日条において同様の内容を確認できる。『江戸町触集成』・『新稿一橋徳川家記』・『続徳川実紀』との突き合わせにより、Gは万延元年の日記と判断できる。

表2 大沢秉哲日記

役職	期間	出典	請求番号	江
西丸目付	弘化 2.12. 朔 ~ 弘化 3.12. 29	「江」	165 - 0084	A
〃	弘化 4. 正. 朔 ~ 弘化 4. 8. 9	〃	165 - 0084	B
目付	弘化 4. 8. 10 ~ 弘化 4.12. 晦	「御目付」	181 - 0026	
〃	弘化 5. 正. 元 ~ 嘉永元.12.29	〃	181 - 0026	
〃	嘉永 2. 正. 元 ~ 嘉永 3.12. 晦	「江」	165 - 0084	C
〃	嘉永 4. 正. 朔 ~ 嘉永 5. 5. 11	〃	165 - 0084	D
長崎奉行	嘉永 5. 9. 20 ~ 嘉永 6. 7. 21	「各種」	誌 00100100	
小普請奉行	安政元. 5. 8 ~ 安政 3.12. 30	〃	誌 00101100	
小普請奉行 作事奉行	安政 4. 1. 1 ~ 安政 5.11. 29	〃	誌 00102100	
勘定奉行	安政 5.11. 晦 ~ 安政 6. 9. 9	〃	誌 00103100	
一橋家家老	安政 6. 9. 10 ~ 万延元. 7. 29	〃	誌 00104100	
〃	万延元. 8. 朔 ~ 万延元. 9. 6	「江」	165 - 0084	G
大目付	万延元. 9. 6 ~ 文久元. 6. 29	〃	165 - 0084	E
〃	文久元. 7. 朔 ~ 文久 2. 7. 5	「各種」	誌 00105100	
留守居	文久 3. 7. 10 ~ 元治元. 5. 21	「江」	165 - 0084	F
側衆	元治元. 8. 7 ~ 慶応元. 5. 22	「御側」	165 - 0082	
〃	慶応元. 5. 23 ~ 慶応元.10. 晦	〃	165 - 0082	
〃	慶応元.11. 朔 ~ 慶応 2. 5. 14	〃	165 - 0082	
〃	慶応 2. 5. 14 ~ 慶応 2. 9. 29	〃	165 - 0082	

「出典」の項目に記した「江」・「御目付」・「各種」・「御側」は以下の史料の略称である。

「江」：「江戸幕府日記」。

「御目付」：「御目付衆大沢仁十郎秉哲手留」。

「各種」：「各種日誌・日記 大沢秉哲日記」。

「御側」：「御側勤中日記」。

「江」の項目に関して、A～Dは第1章、E～Gは第2章で内容を説明している。

また、傍線部②・④・⑤・⑧・⑩から、一橋家家老のGの筆者は江戸城の竹橋門外において同役と出くわし、一橋家屋敷の門前において田安家家老の河野通訓と合流した。Gの筆者、その同役および河野の三名は、一橋家用人の石川源兵衛を通じて一橋慶喜に面談を申し入れ、慶喜と対面した。そして、一橋家家老の戸田能登守氏著が持参した文書二通を慶喜に渡し、月番老中の本多忠民の申し渡しを伝え、慶喜から「難有思召」との考えを聞いてい

る。すなわち、月番老中の本多から申し渡しをうけ、書付二通を渡された同役は戸田であった。そのためGは、大沢秉哲の一橋家家老在職中の日記と判断できる。

以上、第一章・第二章での検討において、一六五・〇〇八四の請求番号で一括りにされた「江戸幕府日記」七冊が大沢秉哲の日記であることを明らかにした。この成果と既知の大沢の日記とを組み合わせれば、表2のように整理できる。表2によれば、大沢を通じて西丸目付と目付との勤務の形態や内容についての類似点と相違点、および約五年間にわたる目付の勤務実態について検討できるようになる。さらに、大沢の小普請奉行就任から側衆離任に至る期間の日記がおおよそ欠けずに残存することになり、幕府の要職を歴任した大沢という存在を通じて、幕末期の幕府行政のあり方についての検討も可能になる。

### 第三章 老中日記・若年寄日記・行事日記

「江戸幕府日記」の中には、大沢秉哲の日記以外にも幕府の役人による日記がある。さらには、特定の行事について記した日記もある。本章では、「江戸幕府日記」の表題を付けられている日記のうち、幕府の役人あるいは特定の行事に関する日記と判断できる四点について、その理由を説明していこう。

第一に、請求番号二五七・〇〇四四で一括りにされた「江戸幕府日記」が三冊ある。この三冊は、①文化一二年（一八一五）三月朔日から二九日までの一冊、②文化一二年五月朔日から二九日までの一冊、③文化一二年六月朔日から二九日までの一冊、からなる。①について、三月八日条に「今朝上野 俊明院様御霊前 御名代相

勤候二付、六ツ御太鼓二而出宅」とある。すなわち、日記の筆者は一代將軍徳川家斉の名代として、上野寛永寺にある一〇代將軍徳川家治の靈前に代参するため、午前六時の太鼓とともに家を出たことがわかる。筆者に関して「年録」<sup>26</sup>同日条をみると、家治の靈前に代参したのは老中の牧野備前守忠精であった。さらに、①の三月二四日条によると、筆者は日光に赴くにあたって家斉から伽羅を手渡されている。「年録」<sup>27</sup>同日条において、家斉から伽羅を手渡された幕府の役人は牧野のみである。

②に関して、五月一〇日条に「今朝上野 常憲院様御靈前 御名代相勤候二付、六ツ御太鼓二而出宅」との記事がある。そして、「年録」<sup>28</sup>同日条に「今朝上野 常憲院様 御靈前江為 御名代牧野備前守」との記事がある。両記事から、將軍家斉の名代として、上野寛永寺にある五代將軍徳川綱吉の靈前に代参したのは老中の牧野であったことがわかる。また、③の六月六日条に「自分領分新潟湊往還人馬賃銭割増願書付、月番下野殿へ直達」との記載がある。文化二年六月において、領内に新潟港を持つのは越後長岡藩牧野家の当主であり、老中の忠精であった。以上のことから、①から③はいずれも牧野の老中在職中の日記と判断できる。

第二に、請求番号一六五―〇三〇で一括りにされた「江戸幕府日記」が三冊ある。この三冊は、安政二年（一八五五）四月朔日から二九日までの一冊、安政二年七月朔日から九月晦日までの一冊、安政六年正月朔日から晦日までの一冊、からなる。安政二年の二冊には、各月の朔日条の前に老中を始め月番の名前が記載されている。各日条には、その日におこなわれた家督相続や縁組の申し渡し、役人の任免、月番老中の登城時刻と退出時刻などが記載されている。二冊とも、江戸城中における行事や役人の動静について記したものであり、役人個人の日記とは言い難い。

一方、安政六年の日記は各日条において、「扨 下総守」と注記されるさまざまな書付を収録する。さらに、正月二日条に「悴安房守御座間江被 召出候二付、備後殿分家来之者江左之通被相渡」との記載がある。この記載に関しては、若年寄の「手留」<sup>29</sup> 同日条にも「間部安房守、右 召出有之」とある。日記と「手留」の正月二日条とを突き合わせると、日記の記載は、老中太田備後守資始から同役間部下総守詮勝の家来に、詮勝の悴安房守詮実を江戸城の御座間に出頭させるようにとの連絡があった、となる。そして、安政六年の日記は間部詮勝の老中在職中の日記と判断できる。

第三に、請求番号一六五・〇〇八五の「江戸幕府日記」が一冊ある。この日記は、安政六年二月朔日から二九日までを収録する。二月四日条に「遠江殿廻し、左之書付対馬殿分受取持帰、翌日持出但馬殿江廻ス」とあり、日記の筆者は、若年寄の牧野遠江守康哉の回した書付を若年寄の安藤対馬守信睦から受け取り、五日に若年寄の遠藤但馬守胤統に回したことがわかる。この記事は若年寄間における書類の回覧を示すものであり、同様の記事を他の日でも確認できる。筆者には、安政六年二月に若年寄在職中であつた本多越中守忠徳・酒井右京亮忠毗・稲垣長門守太知のいずれかが該当する。そのような観点で日記をみると、二月朔日条に「不快同篇二付、今日茂登 城不致候」とある。筆者の登城できない状態は三日まで続き、四日から「自分疝痛其上瀉下大方快」<sup>30</sup> くなつたので登城した。筆者の体調に関して、「年録」<sup>30</sup> 安政六年二月朔日条に「本多越中守今日も登 城無之」とあり、本多が登城を再開したのは四日からである。そのため、日記は本多の若年寄在職中のものと判断できる。

第四に、請求番号二五七・〇〇〇一の「江戸幕府日記」が一冊ある。この日記の表紙には「日記書抜 安永八年より天明元年迄」とあり、安永八年（一七七九）一〇月一九日から天明元年（一七八一）四月一九日までを収

録する。日記には、後桃園天皇の崩御と光格天皇の即位とをめぐる幕府と朝廷との交渉、および天皇の崩御や即位に際して出された幕府の法令などが記される。一方で、「柳営日次記」などの幕府の日記類にみられる、月ごとに記載される老中を始め月番の名前は記していない。天皇の崩御と即位に関する行事の記事に特化した日記と判断できる。

#### 第四章 「江戸幕府日記」の分類

これまで、おおよそ五〇〇冊ある「江戸幕府日記」の中に含まれる、幕府の役人個人が記した日記について検討してきた。これまでの検討は、従来、「江戸幕府日記」という表題によって一括りにされ、同様の性格を有する日記として理解されてきたものの中から、性格の異なる日記を一冊ずつ抽出していくことが目的であった。一方で、五〇〇冊それぞれが異なる性格を有する日記というわけでもなく、基準をもって分類していく必要がある。本章では、「江戸幕府日記」の表紙と内題とに着目し、分類して一括りにできる日記について紹介している。

まず、請求番号二二〇・〇三四二の「江戸幕府日記」に関しては、①寛永九年（一六三二）正月元日から二五日まで、および六月朔日から晦日までを収録した一冊、②寛永九年七月一日から二九日までを収録した一冊、③寛永二〇年七月朔日から二九日までを収録した一冊、の合計三冊からなる。各冊の表紙をみると、①が「日記一」、②が「日記 一」、③が「日記 三」、である。内題に関しては、①に（抹消）「鈴木」・「紙員百七枚」、②に（抹消）「鈴木」・「紙員八十枚」、③に「柘植」・「紙員百十七枚」、とある。①・②の墨で名前を消されている

鈴木について<sup>31</sup>、文久三年（一八六三）から慶応二年（一八六六）までの「武鑑」<sup>32</sup>において確認できる表右筆の鈴木八右衛門のことを指している。同じく③の柘植は、安政四年（一八五七）から慶応二年までの「武鑑」<sup>33</sup>において確認できる表右筆の柘植平太郎のことを指している。①から③の紙員については、鈴木と柘植がそれぞれ筆写した枚数を示している。

表右筆による「江戸幕府日記」の筆写は、幕府の政策として寛政三年（二七九一）から開始され、以後、天保一五年（一八四四）から弘化三年（一八四六）にかけて、安政から慶応（二八五四〜六八）にかけて、断続しておこなわれた。<sup>34</sup> ①から③は、文久三年から慶応二年までに筆写された「江戸幕府日記」であると考えられる。

なお、「江戸幕府日記」を一覧すると、請求番号二二〇・〇三四一の一冊、同二五七・〇〇一六の一冊、同一六五・〇〇〇七の一冊、の合計三冊が表紙を「日記 四」とする。各冊が収録する期間をみると、上から明暦四年（一六五八）正月朔日から三月晦日まで、正徳三年（一七一三）六月朔日から晦日まで、嘉永六年（一八五三）七月朔日から八月晦日まで、となる。上記の三冊のうち、どれが③の「日記 三」に続く「日記 四」にあたるのか。このことを考える上で、享保九年（一七二四）六月朔日から晦日までを収録する請求番号二五七・〇〇一七の「江戸幕府日記」の内題に興味深い記載がある。

寛永正・六・七、二十年七月、正徳三年六月、享保二年五・六、六年六月、七年十月、八年八・九、九年閏四・四・六、十年六月、十五年十月至十二月、元文三年五月、四年正・二・十月、五年閏七月、寛保二年九月、三年十月、延享元年七月、四年十月・十一月・十二月、安永九年六月、天明元年三月・閏五月・五月、四年十二月、七年八月、寛政二年正月、

右の年月を羅列した記載に関して、寛永正・六は、寛永九年正月および六月の記事を収録する前掲①の「江戸幕府日記」のことを指す。七は、同年七月の記事を収録する前掲②の「江戸幕府日記」のことを指し、二十年七月は、同二〇年七月の記事を収録する前掲③の「江戸幕府日記」のことを指している。そのようにみていくと、請求番号二五七・〇〇一六の「江戸幕府日記」が正徳三年六月に該当し、③に続く「日記 四」になる。

表3は、年月を羅列した記載と「江戸幕府日記」の表紙・内題とを対応させたものである。それによれば、記載される年月と「江戸幕府日記」の冊数および収録される年代とが一致する。表右筆の項目に記される人名は、文久三年から慶応二年までの「武鑑」において確認できる、鈴木八右衛門・柘植平太郎・本多伝一郎・菊池宗左衛門・人見鎌三郎・水谷三千次郎・橋本忠左衛門・長谷川五左衛門・中神主一郎・松岡鋭次郎の一〇名のことを指している。すなわち、表紙や内題に「日記 一」から「日記 三十五」までの表題を付けられた三五冊の「江戸幕府日記」は、文久三年から慶応二年までの期間に筆写されたものとして一括りにできる。

次に、請求番号二五七・〇〇四五・〇〇四六・〇〇四九の各「江戸幕府日記」は、表紙に「編集日記」と記されている。〇〇四五は、文化一〇年（一八二三）正月朔日から晦日までの一冊、同年一二月朔日から晦日までの一冊、の合計二冊からなる。〇〇四六は文化二年一月朔日から晦日までの一冊である。〇〇四九は、文政五年（一八二三）閏正月朔日から二月晦日までの一冊、同年三月朔日から二九日までの一冊、同年四月朔日から二九日までの一冊、同年五月朔日から六月二九日までの一冊、の合計四冊からなる。以上の七冊には、いずれも朔日の日付の下に次のような記載がある。

〇〇四五 「調 神沼左太郎」または「調 清水五郎左衛門」

表3 「江戸幕府日記」一覧

記載		表紙・内題	収録年代	表右筆	紙員	請求番号
年	月					
寛永	正・六	日記 一	寛永 9年 正月・6月	鈴木	107	220-0342
〃	七	日記 二	寛永 9年 7月	〃	80	〃
寛永二十	七	日記 三	寛永 20年 7月	柘植	117	〃
正徳三	六	日記 四	正徳 3年 6月	〃	122	257-0016
享保二	五	日記 五	享保 2年 5月	〃		257-0017
〃	六	日記 六	享保 2年 6月	柘植		〃
享保六	六	日記 七	享保 6年 6月	本多	170	〃
享保七	十八	日記 八	享保 7年 10月	菊池		〃
享保八	八	日記 九	享保 8年 8月		95	〃
〃	九	日記 十	享保 8年 9月	人見	111	〃
享保九	四	日記 十一	享保 9年 4月	菊池		〃
〃	閏四	日記 十二	享保 9年閏4月	〃		〃
〃	六	日記 十三	享保 9年 6月			〃
享保十	六	日記 十四	享保 10年 6月	-	126	〃
享保十五	十	日記 十五	享保 15年 10月	本多	129	〃
〃	十一	日記 十六	享保 15年 11月	〃	120	〃
〃	十二	日記 十七	享保 15年 12月	〃	199	〃
元文三	五	日記 十八	元文 3年 5月	柘植	136	257-0021
元文四	正	日記 十九	元文 4年 正月	水谷	170	〃
〃	〃	日記 二十	元文 4年 2月	〃	122	〃
〃	十	日記 二十一	元文 4年 10月	〃	120	〃
元文五	閏七	日記 二十二	元文 5年閏7月	橋本	81	〃
寛保二	九	日記 二十三	寛保 2年 9月	水谷	120	257-0024
寛保三	十	日記 二十四	寛保 3年 10月	〃	87	〃
延享元	七	日記 二十五	延享元年 7月	〃	105	257-0026
延享四	十	日記 二十六	延享 4年 10月	長谷川	86	〃
〃	十一	日記 二十七	延享 4年 11月	〃	88	〃
〃	十二	日記 二十八	延享 4年 12月	〃	156	〃
安永九	六	日記 二十九	安永 9年 6月		-	257-0033
天明元	三	日記 三十	天明元年 3月	中神	114	257-0036
〃	五	日記 三十一	天明元年 5月	柘植	135	〃
〃	閏五	日記 三十二	天明元年 閏5月	〃	125	〃
天明四	十二	日記 三十三	天明 4年 12月	水谷	193	〃
天明七	八	日記 三十四	天明 7年 8月		131	〃
寛政二	正	日記 三十五	寛政 2年 正月	松岡	198	257-0038

空欄は史料に記載のないことを示している。

- は抹消されていて判読できないことを示している。

〇〇四六 「調 神沼左太郎」

〇〇四九 「調 神沼左太郎」または「調 奈佐鑛之進」

右の記載に関して、神沼左太郎は文政一二年の「武鑑」<sup>35</sup>で表右筆として確認でき、嘉永元年一月二日に表右筆から表右筆組頭に昇任した<sup>36</sup>。清水五郎左衛門は嘉永二年一月晦日から万延元年（一八六〇）一月晦日まで表右筆に在職し<sup>37</sup>、奈佐鑛之進は嘉永二年一月晦日から文久二年二月九日まで表右筆に在職した<sup>38</sup>。神沼・清水・奈佐の三名は、七冊それぞれの収録期間の後に表右筆に任じられている。以上のことから、表紙に「編集日記」とある七冊の「江戸幕府日記」は、後に神沼らによって編集（調）<sup>39</sup>されたものとして一括りにできるとみる。

## おわりに

小稿では、国立公文書館において「江戸幕府日記」と総称されるおおよそ五〇〇冊の日記の中から幕府の役人個人の日記を抽出するとともに、「同日記」の表紙と内題とに着目してその分類を試みた。各章で明らかにしたことを小括し、今後の課題を述べることで結びに代えたい。

まず、一六五・〇〇八四の請求番号で一括りにされた「江戸幕府日記」七冊について、いずれも幕府の要職を歴任した大沢秉哲の日記であることを明らかにした。七冊の内訳は、西丸目付在職中のものが二冊、目付在職中のものが二冊、一橋家家老在職中のものが一冊、大目付在職中のものが一冊、留守居在職中のものが一冊、であ

る。この七冊の日記と国立公文書館に所蔵される既知の大沢の日記とをあわせて分析すれば、大沢という存在を通じて幕末期の幕府行政のあり方について考察できることを指摘した。

次に、二五七・〇〇四四の請求番号で一括りにされた「江戸幕府日記」三冊は、いずれも牧野備前守忠精の老中在職中の日記であることを明らかにした。そして、一六五・〇〇三〇の請求番号で一括りにされた「江戸幕府日記」三冊のうち、安政六年（一八五九）の日記一冊に関しては、間部下総守詮勝の老中在職中の日記であることを突き止めた。さらに、請求番号一六五・〇〇八五の「江戸幕府日記」について、本多忠徳の若年寄在職中の日記であることを明らかにした。この他、請求番号二五七・〇〇〇一の「江戸幕府日記」の分析を通して、「同日記」の中には特定の行事に関する記事に特化した日記もあることを指摘した。

また、日記の表紙と内題とに着目し、三五冊の「江戸幕府日記」については、文久三年（一八六三）から慶応二年（一八六六）までの期間に筆写されたものとして一括りにできることを明らかにした。

最後に、天保六年（一八三五）四月から同一〇年三月に至る請求番号二五七・〇〇五一の「江戸幕府日記」一三冊について、いずれも内題に日記を編集した表右筆の名前がある。さらに、日記を「校合」・「読合」（あるいはどちらか一方）した日付が朱書されている。一方、天保一年正月から同一三年一月に至る請求番号二五七・〇〇五二の「江戸幕府日記」一三冊について、いずれも内題に「日記下書」とある。そのうち五冊には、他の史料と「突合」した旨やそれを担当した坊主の名前などが朱書されている。以上の情報を総合し、「江戸幕府日記」の下書から清書に至る過程を復元することを、次の課題としておきたい。

注

- 1 主要な研究として、美和信夫『江戸幕府職制の基礎的研究』（広池学園出版部、一九九一年）をあげておく。
- 2 主要な研究として、松平太郎『江戸時代制度の研究』上巻（武家制度研究会、一九一九年）、児玉幸多先生『古稀記念会編『幕府制度史の研究』（吉川弘文館、一九八三年）をあげておく。
- 3 主要な研究として、藤井讓治『江戸幕府老中制形成過程の研究』（校倉書房、一九九〇年）、小池進『江戸幕府直轄軍団の形成』（吉川弘文館、二〇〇一年）をあげておく。
- 4 山本英貴『江戸幕府大目付の研究』（吉川弘文館、二〇一一年）。
- 5 吉川紗里矢『江戸幕府の役職就任と文書管理』（ゆまに書房、二〇二二年）。
- 6 福井保「江戸幕府日記」（『国史大辞典』第二巻、三四〇～三四二頁、吉川弘文館、一九八〇年）。
- 7 国立公文書館所蔵、請求番号は誌〇〇一〇〇一〇〇。これ以降、国立公文書館に所蔵される史料を引用する場合、史料名と請求番号を記載する。
- 8 請求番号は誌〇〇一〇一〇〇。
- 9 請求番号は誌〇〇一〇二一〇〇。
- 10 請求番号は誌〇〇一〇三一〇〇。
- 11 請求番号は誌〇〇一〇四一〇〇。
- 12 請求番号は誌〇〇一〇五一〇〇。
- 13 請求番号は四冊すべて一六五一〇〇八二。

- 14 請求番号は二冊ともに一八一〇〇二六。
- 15 小稿では、史料の引用に際して旧漢字を常用漢字に直し、読点も史料の解釈上、山本英貴が付けている。欠字は一字空け、平出は二字空けとする。
- 16 国立国会図書館所蔵「年録」四九〇（請求番号は八三三一一）。
- 17 前掲注（14）「御目付衆大沢仁十郎兼哲手留 弘化四年八月〜十二月」。
- 18 東京大学史料編纂所はホームページにおいて、佐伯市立図書館でおこなった佐伯毛利藩政史料の調査の成果として史料の翻刻を公表している。翻刻された「御用日記」嘉永六年（一八五三）三月一〇日条によると、長崎奉行を務める大沢兼哲の用人として一木辰右衛門の名前が確認できる。次の URL は二〇二五年三月二一日に閲覧した。  
[https://www.hi-u-tokyo.ac.jp/publication/syoho/36/saiho\\_OITAKE-2.HTM#:~:text=](https://www.hi-u-tokyo.ac.jp/publication/syoho/36/saiho_OITAKE-2.HTM#:~:text=)
- 19 請求番号は一六六〇〇二三。
- 20 請求番号は一八一〇〇二七。なお、同館の検索システムによれば、万延元年（一八六〇）九月の記事を収録する「手留」については、奥右筆組頭の早川庄次郎の作成した一冊と同役の樋口喜左衛門の作成した一冊とがある。しかし、早川の手留には九月の記事がないため、樋口の手留を引用した。
- 21 東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 柳宮補任』二、二六〜二七頁（東京大学出版会、第四刷、二〇一三年）。
- 22 「手留 文久三年六月〜十二月 久右衛門」（請求番号は一八一〇〇二七）。

- 23 近世史料研究会編『江戸町触集成』第一七卷、四五八頁、一六四六二号（塙書房、二〇〇二年）。
- 24 辻達也編『新稿一橋徳川家記』四九七頁（統群書類従完成会、一九八三年）。
- 25 黒板勝美編『統徳川実紀』第三篇、八〇一頁（吉川弘文館、一九七六年）。
- 26 前掲注（16）「年録」三九三。
- 27 前掲注（16）「年録」三九三。
- 28 前掲注（16）「年録」三九四。
- 29 「手留 安政六年一月 若年寄」（請求番号は一八一・〇〇二七）。
- 30 前掲注（16）「年録」五三一。
- 31 鈴木の名前が墨で消されている理由について、鈴木が妻子を残して出奔したからではないかとの指摘がある（小宮木代良「書写する人びと」、『本郷』第六四号、二〇〇六年）。
- 32 深井雅海・藤實久美子編『江戸幕府役職武鑑編年集成』第三四卷一四九頁・四一五頁、第三五卷一四八頁・三四〇頁（東洋書林、一九九九年）。
- 33 前掲注（32）深井雅海・藤實久美子編『江戸幕府役職武鑑編年集成』第三三卷一四六頁・二二八頁・四〇六頁、第三三卷一四三頁・三一七頁・四一五頁、第三四卷一五〇頁・四一五頁、第三五卷一四八頁・三四〇頁。
- 34 幕府による「江戸幕府日記」の複本作成に関しては、前掲注（6）福井保「江戸幕府日記」、小宮木代良『江戸幕府の日記と儀礼史料』（吉川弘文館、二〇〇六年）、前掲注（31）小宮木代良「書写する人びと」、小宮

木代良「江戸幕府右筆所日記について」（佐藤孝之・三村昌司編『近世・近現代 文書の保存・管理の歴史』収録、勉誠出版、二〇一九年）、前掲注（4）山本英貴『江戸幕府大目付の研究』、山本英貴『江戸幕府日記』—日記方の表右筆と日記掛—（福田千鶴・藤實久美子編『近世日記の世界（史料で読み解く日本史四）』収録、ミネルヴァ書房、二〇二二年）を参照されたい。

35 深井雅海・藤實久美子編『江戸幕府役職武鑑編年集成』第二四卷、四二頁（東洋書林、一九九八年）。

36 前掲注（16）「年録」四九九。

37 熊井保編『改訂新版江戸幕臣人名事典』全一卷、五三五頁（新人物往来社、一九九七年）。

38 前掲注（37）熊井保編『改訂新版江戸幕臣人名事典』全一卷、七七七頁。

39 請求番号二五七・〇〇四六の「江戸幕府日記」の内題に、「紙数百九枚」・「宇多壽次郎」・「文化二乙丑年 編集 十一月」との記載がある。宇多壽次郎に関して、嘉永二年七月一二日に表右筆に任じられ、慶応二年（一八六六）まで表右筆に在職していたことが「武鑑」により確認できる。すなわち、上記の「江戸幕府日記」は、表右筆の神沼左太郎によって編集され、その後、表右筆の宇多によって編集された日記であった。そのため、他の「編集日記」とは性格の異なる一面があることについて指摘しておきたい。なお、宇多の表右筆の在職期間については、前掲注（37）熊井保編『改訂新版江戸幕臣人名事典』全一卷・一七九頁、前掲注（32）深井雅海・藤實久美子編『江戸幕府役職武鑑編年集成』第三五卷・三四〇頁を参照した。

〔付記〕 小稿は、科学研究費補助金基盤研究C（課題番号…二二K〇〇八八〇）による研究成果である。